

第 2 次

東北町いのち支える自殺対策計画

(素案)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

令和 7 年 3 月

東北町

目 次

第1章	計画の策定について	
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画の期間	3
	4 計画の数値目標	3
第2章	東北町の自殺の現状と課題	
	1 東北町の自殺の現状	4
	2 自殺に関連するデータ	8
	3 健康意識調査結果から	12
	4 第1次自殺対策計画の取組と評価	17
	5 東北町の自殺の特徴	18
第3章	いのち支える自殺対策における取組	
	1 施策の体系	19
	2 基本施策	20
	3 重点施策	24
	4 生きる支援関連施策	26
第4章	自殺対策の推進体制	
	1 自殺対策の推進体制	36
資料編	・町民アンケート調査結果	
	・町民アンケート調査	
	・東北町健康づくり推進協議会委員名簿	
	・東北町健康づくり推進協議会設置規則	
	・東北町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	
	・自殺対策基本法	

資料編は内容確定後に追加

第 1 章

計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年に一挙に増加して 3 万人を突破し、その後、平成 23 年まで 14 年間連続して 3 万人を超える状態が続きました。

このような状況の下、国は平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定し、それまでの「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。さらに翌年の平成 19 年には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じ、着実に成果を上げてきました。

しかし、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者は前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は令和 4 年には過去最多となり、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

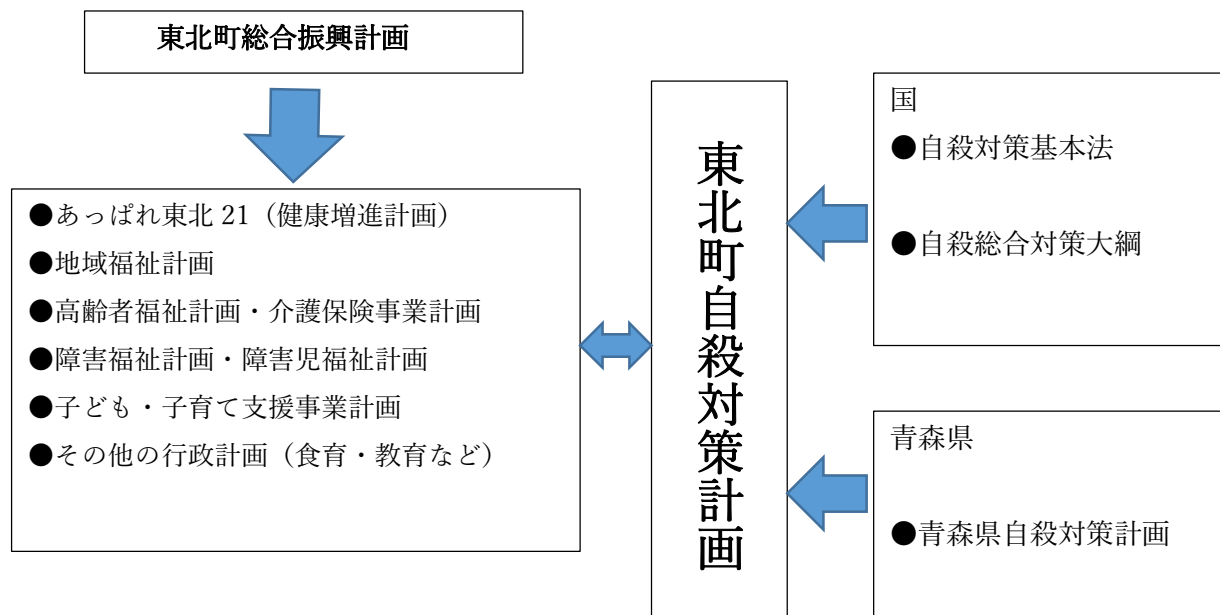
自殺は個人の意思や選択の結果ではなく、生活苦や健康問題、介護疲れ、うつ病など様々な要因が重なり、その多くが追い込まれた末の死です。東北町では平成 31 年に「東北町のち支える自殺対策計画」を策定し、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす様々な取組を実施してきました。

令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本町における自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな自殺対策計画を策定し、「誰も追い込まれることのない東北町」の実現を目指します。

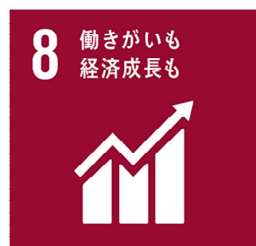
2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、「市町村自殺対策計画」として、町の状況に応じた総合的な自殺対策の施策を策定したものです。

本計画は「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「第2次東北町総合振興計画」や各保健福祉分野計画との整合・連携を図りながら推進するものです。



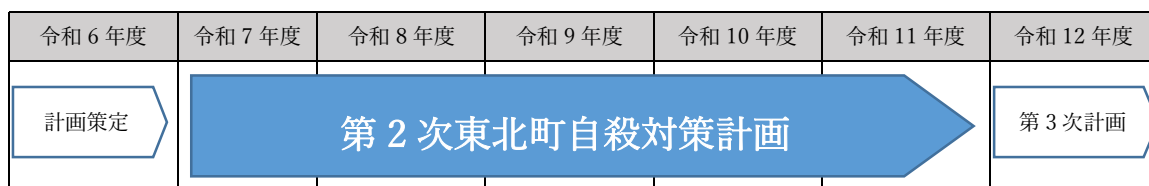
本計画では、SDGsの視点を取り入れ、各施策を推進することで、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりに向けて取り組みます。特に関連のある「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」を念頭に目標達成を目指します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

令和 11 年度中に計画の見直しを図り、第 3 次の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の数値目標

国は自殺総合対策大綱において、当面の目標として、我が国の自殺死亡率を先進諸国の水準まで減少させることを目指し、令和 8 年までに自殺死亡率（人口 10 万対）を平成 27 年より 30%以上減少させることを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、町では、第 1 次計画において 30%以上減少させることを令和 8 年までの目標としました。第 2 次計画においても同様の考え方により、令和 11 年の自殺死亡率を 17.1 以下と設定します。

	平成 29 年自殺率	令和 4 年自殺率	令和 8 年自殺率 目標	令和 11 年自殺率 目標
国	1 6. 4	1 7. 4	1 3. 0 以下	—
県	2 0. 8	2 0. 2	1 4. 7 以下	1 2. 8 以下
東北町	2 8. 8	2 5. 0	2 1. 2 以下	1 8. 6 以下

※平成 29 年・令和 4 年自殺率：人口動態統計より

第 2 章

東北町の自殺の現状と課題

第2章 東北町の自殺の現状と課題

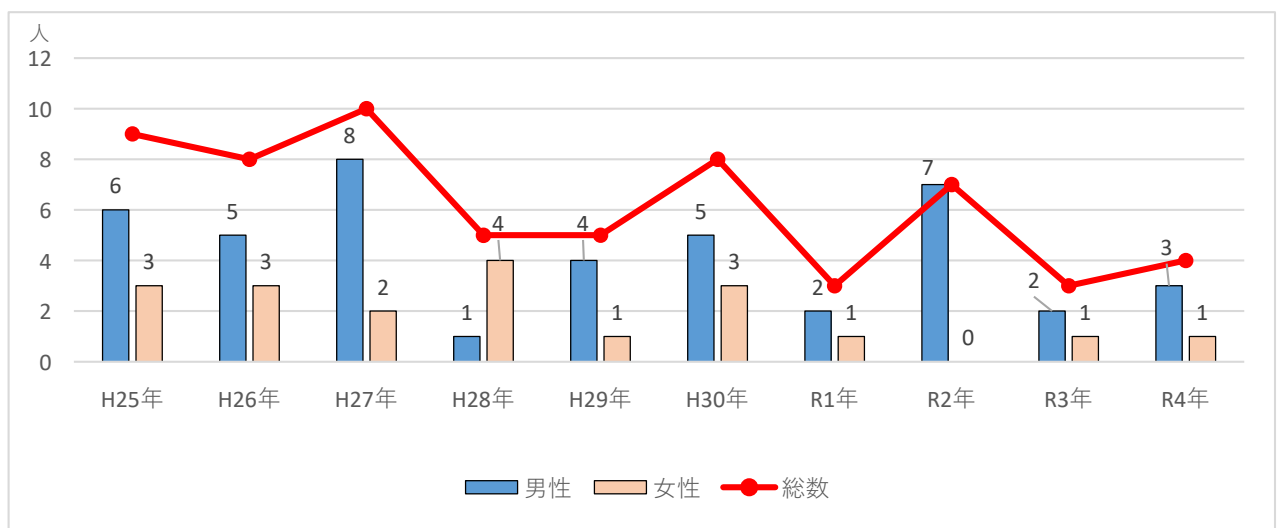
1. 東北町の自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

町の自殺者数の総数は年間3～10人の間で推移しており、最も多かったのは平成27年の10人となっています。平成28年以降横ばい～減少傾向でしたが、令和2年に一時的に上昇し、令和3年には再び減少しています。性別では男性の割合が高くなっています。

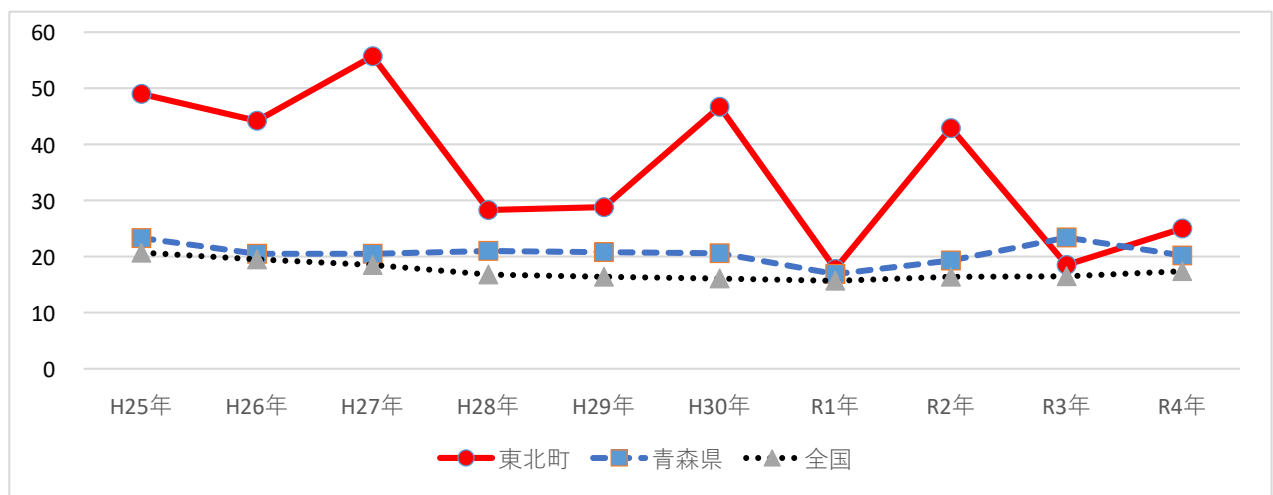
町の自殺死亡率（人口10万人あたり）は、これまで国や県と比較し高く推移してきました。令和3年には同等となりましたが、令和4年は再び高くなりました。

■自殺者数の推移



資料：人口動態統計（厚生労働省）

■自殺死亡率の推移（人口10万人あたり）



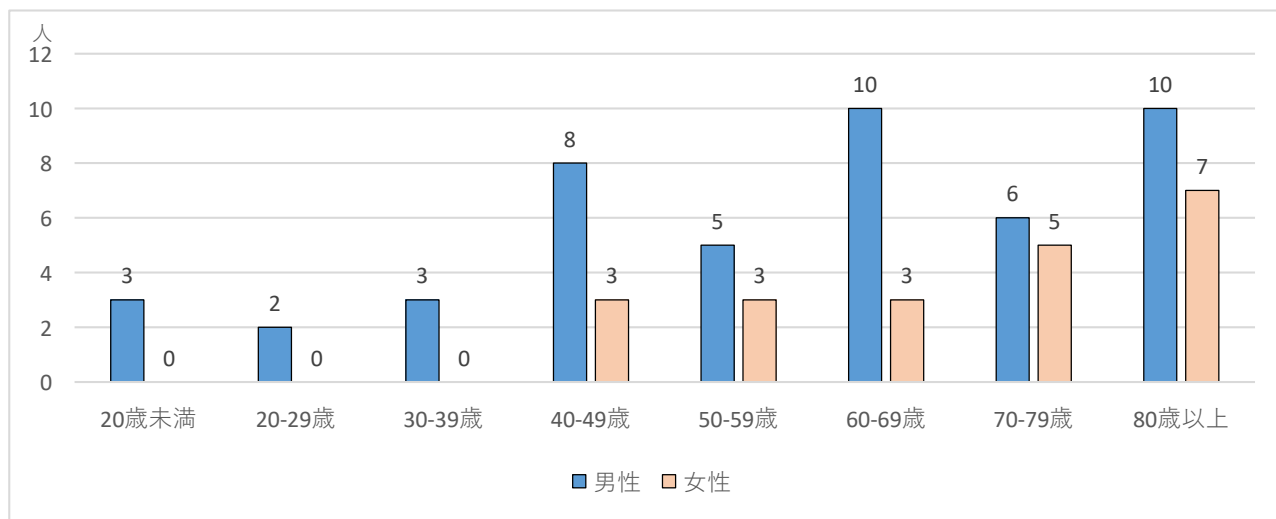
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
東北町	49.0	44.2	55.7	28.3	28.8	46.7	17.8	42.9	18.5	25.0
青森県	23.3	20.5	20.5	21.0	20.8	20.6	16.9	19.3	23.4	20.2
全国	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

資料：人口動態統計（厚生労働省）

（２）性別、年齢層別の自殺者数

町の性別、年齢層別にみると、男性では幅広い世代で自殺が発生しており、女性では70歳代以降の年代で自殺者が多くなっています。全ての年代において、女性より男性の自殺者の割合が高くなっています。

■年齢層別の自殺者数（東北町/H25年～R4年の累計）

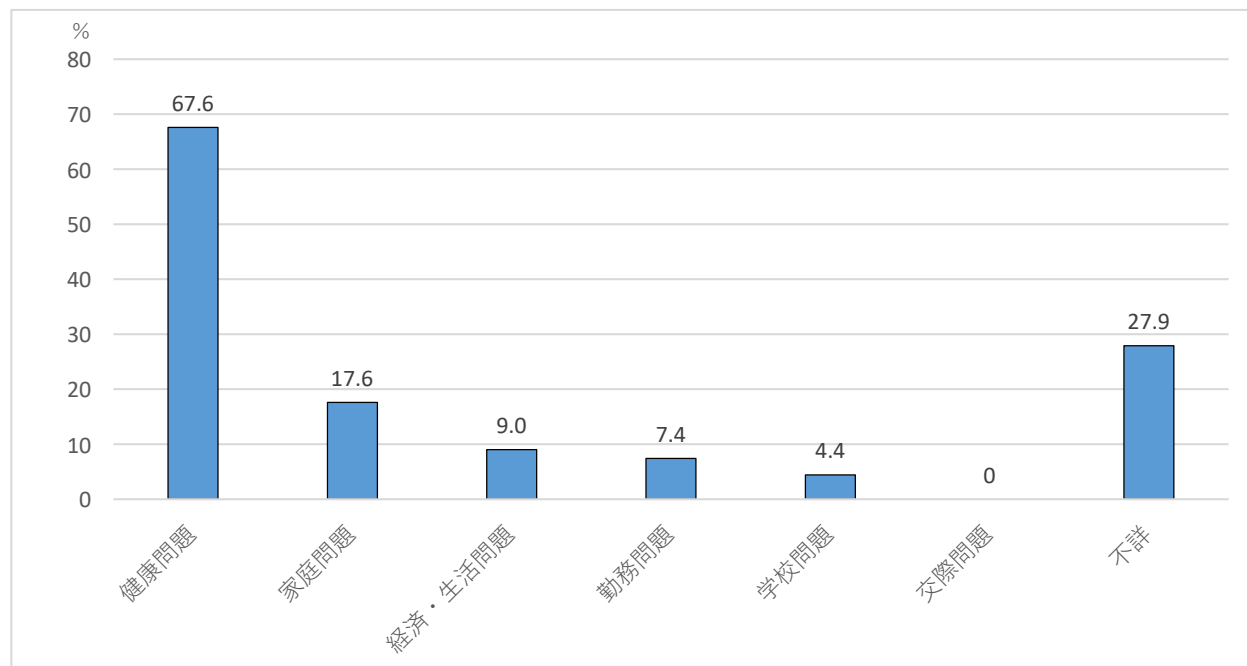


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

（３）自殺の原因・動機

町の自殺の原因・動機は「健康問題」が（67.6%）と最も高く、次いで「家庭問題」（17.6%）、「経済・生活問題」（9.0%）の順となっています。

■自殺の原因・動機別（東北町/H25年～R4年の累計）

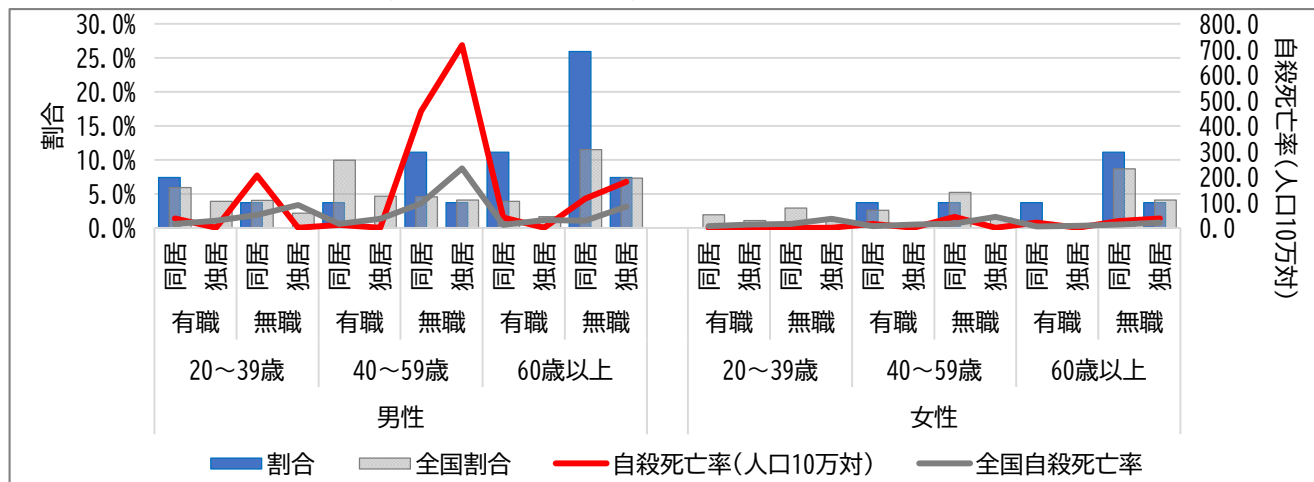


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 生活状況別自殺者割合

生活状況別（性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無）の自殺者の割合では、男女ともに60歳以上の同居人有り・無職者の割合が最も多く、自殺死亡率では、男性の40～59歳の独居・無職者が最も高くなっています。

■生活状況別自殺者割合（H30年～R4年合計）



資料:地域自殺実態プロファイル2023（自殺総合対策推進センター）

(5) 60歳以上の自殺者の内訳

町の60歳以上の自殺者の内訳を平成30年～令和4年でみると、全国割合と比べて、男性は70歳代と80歳以上の同居人有の割合が高く、女性では70歳代同居人有の割合が高くなっています。

■60歳以上の自殺者の内訳（H30～R4年合計）

性別	年代別	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2人	1人	11.8%	5.9%	13.4%	10.0%
	70歳代	4人	0人	23.5%	0.0%	14.9%	8.4%
	80歳以上	4人	1人	23.5%	5.9%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	1人	0人	5.9%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	3人	1人	17.6%	5.9%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	7.0%	4.3%
合計		17		100%		100%	

資料:地域自殺実態プロファイル2023（自殺総合対策推進センター）

(6) 有職者の自殺の状況

平成29年～令和3年の自殺者30人のうち、有職者は9人となっており、全国と比較すると自営業・家族従業者の割合が高くなっています。

■有職者別自殺者数と割合（H29年～R3年合計）※性・年齢・同居の有無の不詳を除く

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	5人	55.6%	17.5%
被雇用者・勤め人	4人	44.4%	82.5%
合計	9人	100%	100%

資料:地域自殺実態プロファイル2023（自殺総合対策推進センター）

(7) 未遂歴の有無

平成30年～令和4年の自殺者の自殺未遂歴をみると、過去に未遂歴がない方は66.7%でした。

■自殺未遂歴の有無別自殺者数（H30年～令和4年合計）

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	7人	25.9%	19.5%
なし	18人	66.7%	62.5%
不詳	2人	7.4%	17.9%
合計	27人	100%	100%

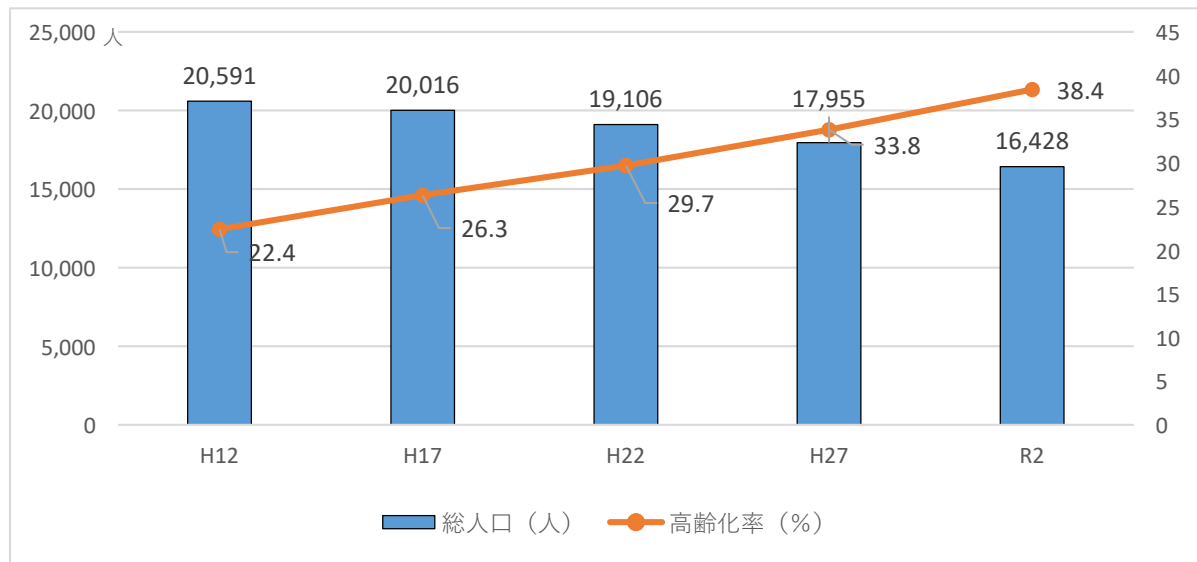
資料:地域自殺実態プロファイル2023（自殺総合対策推進センター）

2.自殺に関連するデータ

(1) 高齢者関連資料

人口は年々減少しており、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の間に約4,100人減少しています。一方で高齢化率では増加が著しく約1.7倍増加しています。

■総人口と高齢化率(H12年～令和2年)



資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

高齢者のいる世帯数は増加傾向です。なかでも、高齢者単身世帯の増加が顕著であり、平成12年から令和2年の間で、約2.5倍となっています。

	H12年	H17年	H22年	H27年	R2
総世帯数A	5,896人	6,001人	6,007人	5,974人	5,871人
高齢者のいる世帯B	3,000人	3,283人	3,473人	3,705人	3,758人
比率B/A	50.9%	54.7%	58.1%	62.4%	64.0%
高齢者単身世帯C	334人	435人	560人	720人	871人
比率C/A	5.7%	7.2%	9.4%	12.1%	14.8%
高齢者夫婦世帯 ※D	434人	579人	643人	705人	752人
比率D/A	7.4%	9.6%	8.9%	11.8%	12.8%

※高齢者夫婦世帯とは夫65歳以上妻60歳以上の夫婦のことをいう

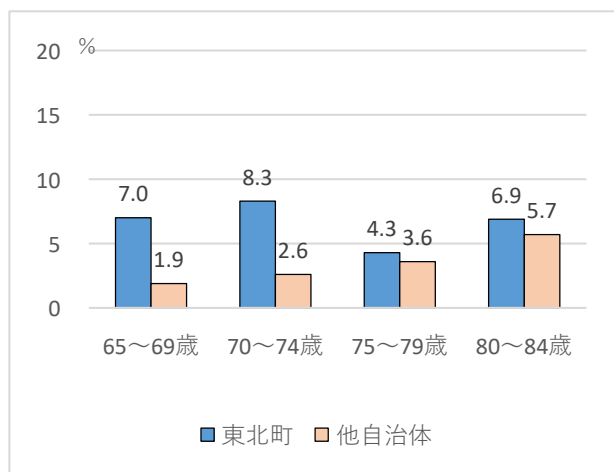
資料：国勢調査

(3) 高齢者を取り巻く状況やニーズ調査結果からみた現状

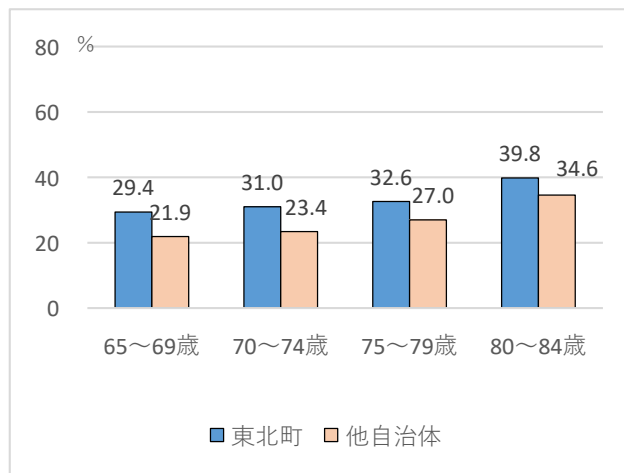
「健康とくらしの調査（東北町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」（R4）より抜粋

※調査対象：令和4年10月1日時点で65歳以上の方1,500人

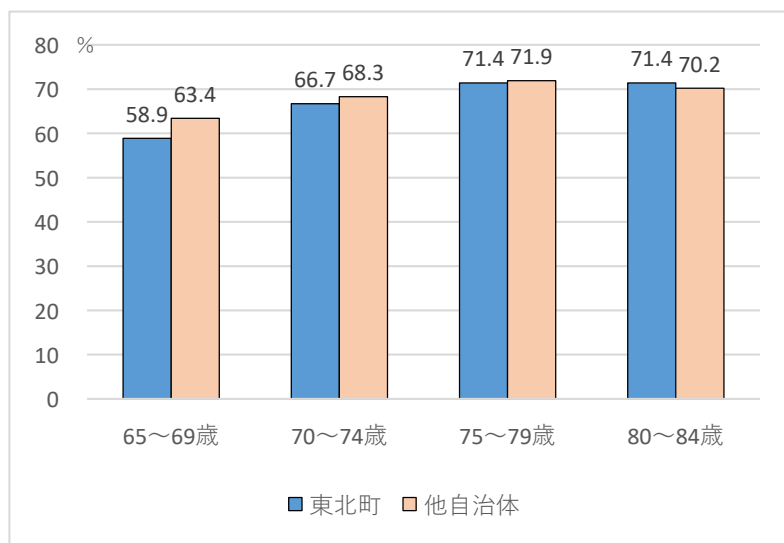
【閉じこもり者割合】



【うつ割合】



【友人知人と会う頻度が高い（月1回以上）者の割合】



※他自治体とは、本調査に参加した
県内外75市町村を合計したもの。

(4) 生活困窮者関連資料

①生活保護受給状況

東北町の被保護世帯、被保護人数は横ばい傾向です。

■東北町被保護世帯内訳

年度	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）
R2	338	409
R3	333	404
R4	331	394
R5	343	403

資料：県健康医療福祉部

②就学援助（東北町）

各年度によってばらつきはありますが、ほぼ横ばいとなっています。

■要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯等への援助）

年度	小学校		中学校	
	実績（円）	人数（人）	実績（円）	人数（人）
R2	1,508,824	72	1,628,190	55
R3	1,830,836	69	1,936,178	48
R4	1,691,178	66	3,393,756	53
R5	1,961,104	72	3,596,421	55

資料：東北町教育委員会

③生活困窮者自立相談支援事業（東北町）

新規相談件数は減少していますが、継続相談件数は増加傾向です。

年度	新規相談件数（件）	継続相談件数（件）
R2	5	4
R3	6	5
R4	6	4
R5	2	7

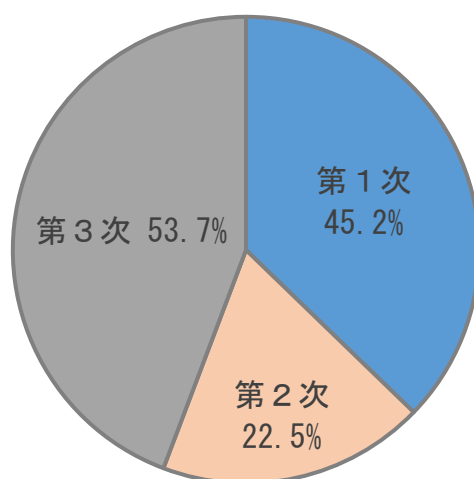
資料：青森県社会福祉協議会

(3) 勤務・経営関連資料

産業分類別		全労働人口	
		人数	割合
総数		8,730人	100%
第1次	農業、林業	1,913人	21.9%
	うち農業	1,870人	21.4%
	漁業	167人	1.9%
第2次	鉱業・採石業・砂利採取業	6人	0.06%
	建設業	1,103人	12.6%
	製造業	855人	9.8%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	31人	0.4%
	情報通信業	12人	0.1%
	運輸業、郵便業	286人	3.3%
	卸売業、小売業	982人	11.2%
	金融業、保険業	101人	1.2%
	不動産業、物品賃貸業	54人	0.6%
	学術研究、専門・技術サービス業	123人	1.4%
	宿泊業、飲食サービス業	220人	2.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	241人	2.8%
	教育、学習支援業	224人	2.6%
	医療、福祉	1,141人	13.0%
	複合サービス事業	178人	2.0%
	サービス業	606人	6.9%
	公務	381人	4.4%
	分類不能の産業	106人	1.2%

資料：国勢調査

産業別割合



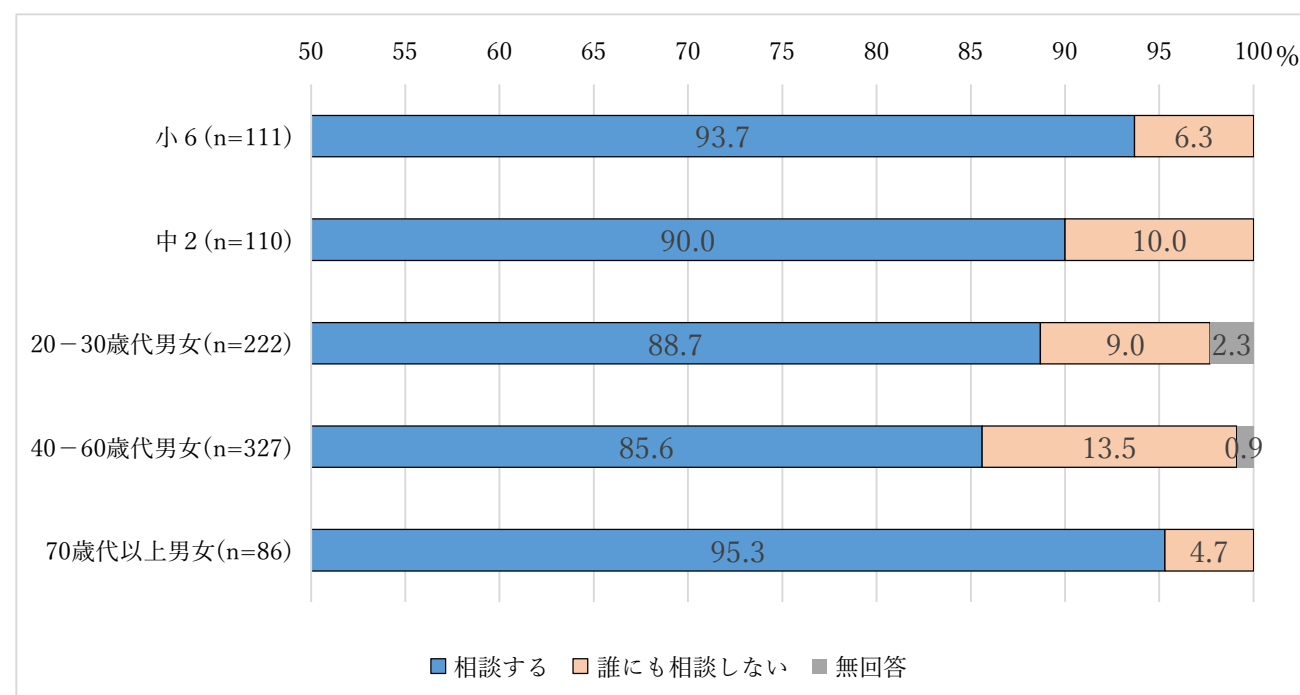
3. 健康意識調査結果から

健康増進計画策定にあたり、住民の健康に関する意識や健康づくりの状況を把握するため、下記対象者に対しアンケートを実施し、その結果を評価内容に反映しました。

アンケート調査結果

1. つらいときや困ったときに誰かに相談するか

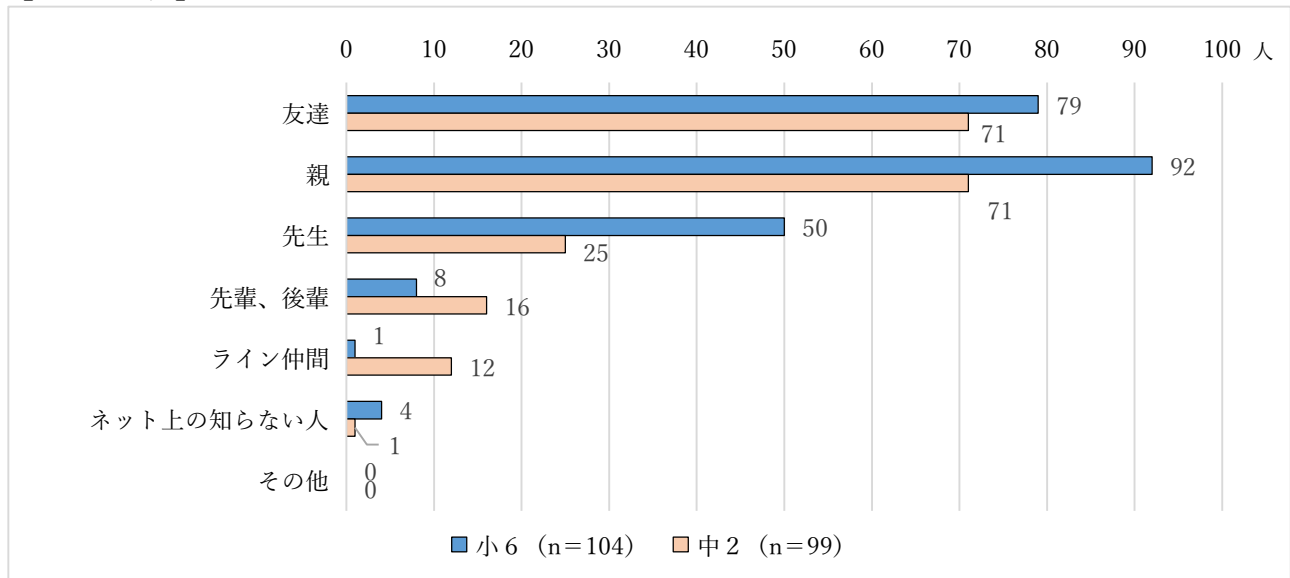
児童・生徒では9割以上が「相談する」と回答しており、年齢層が上がるにつれ、減少しています。70歳以上は、介護予防教室参加者や要介護者への調査であったため、身近に相談できる人がいる方が多いと思われます。



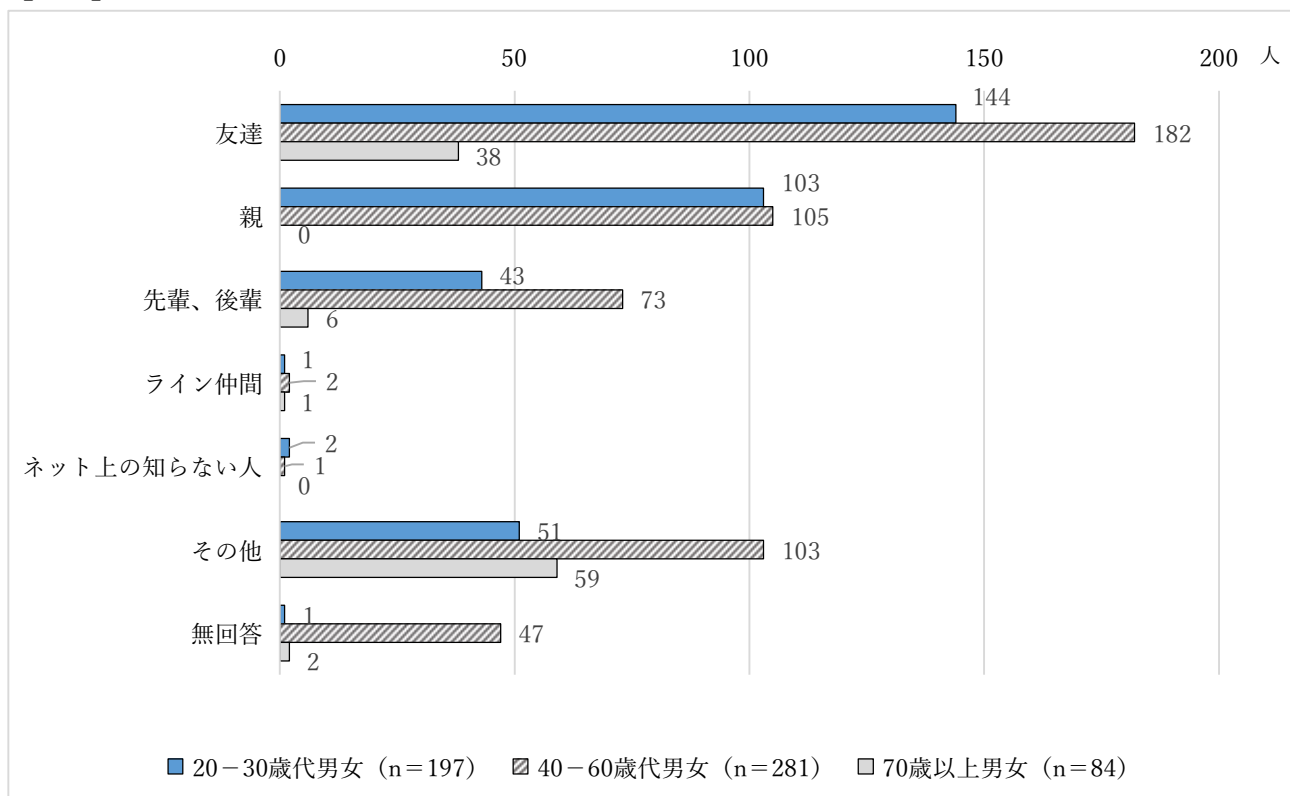
2. 相談する相手（複数回答）

「友達・親」が最も多く、成人では「友達」が最も多くなっています。成人の「その他」は、兄弟等があげられています。

【児童・生徒】



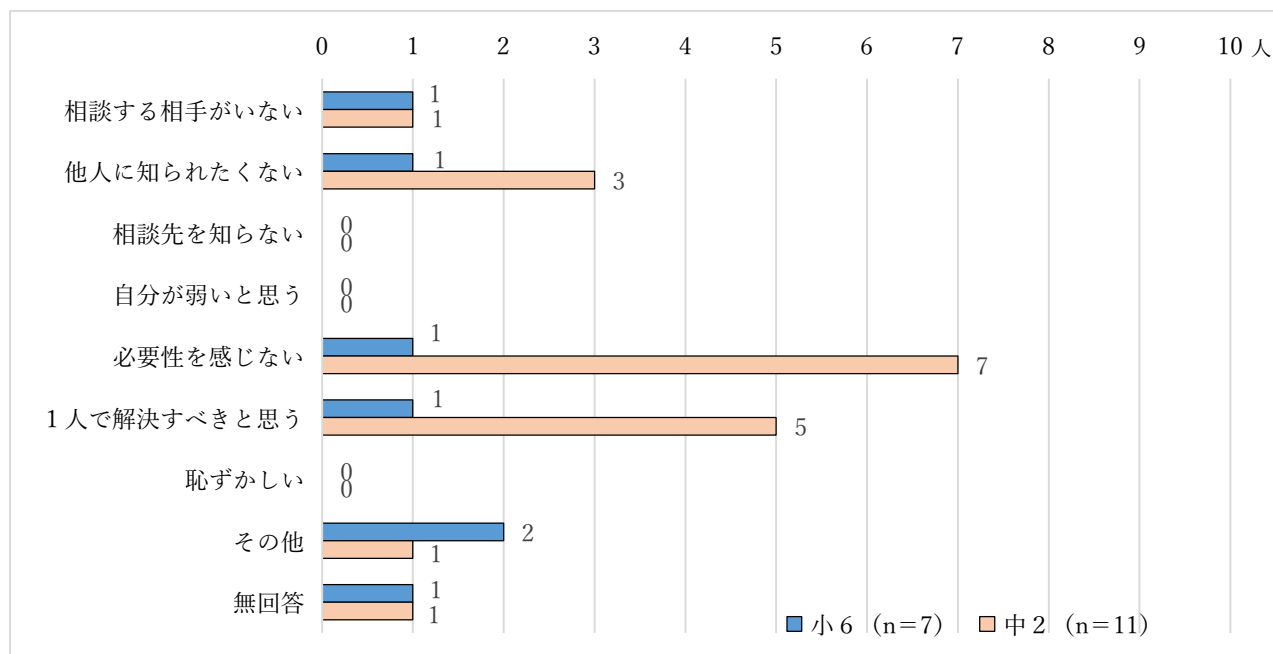
【成人】



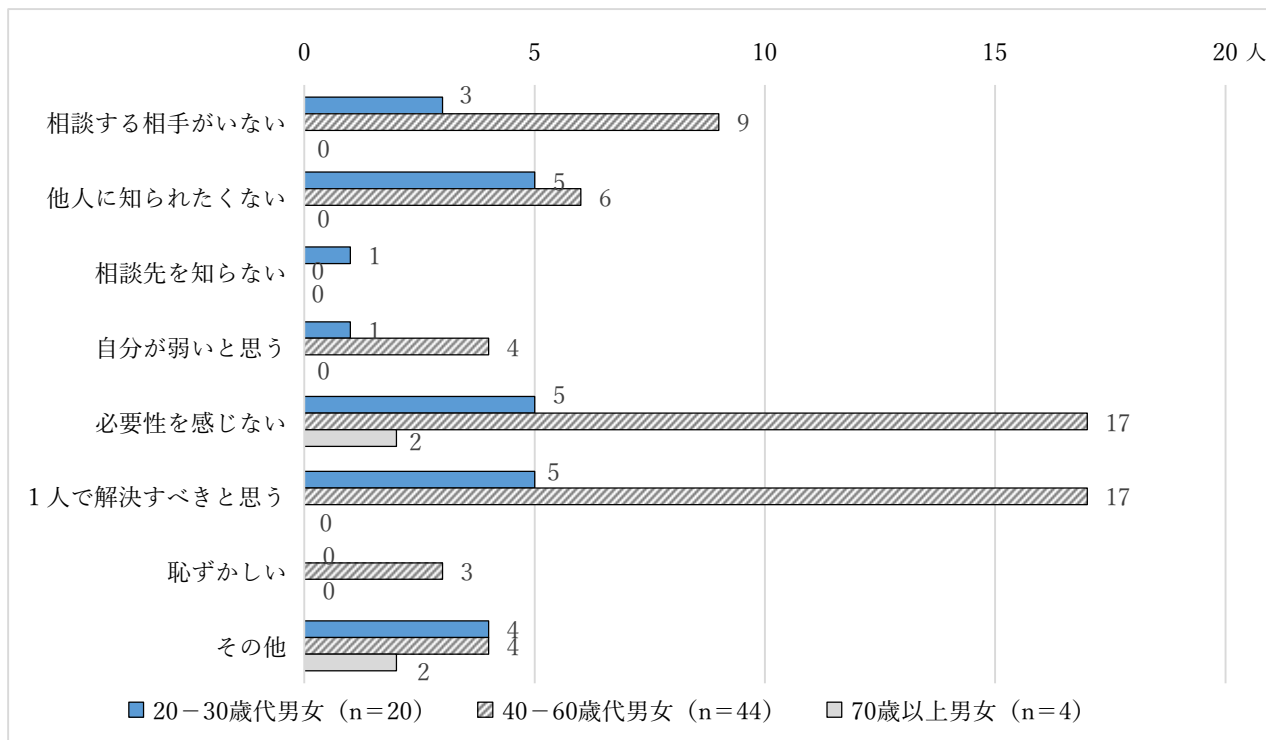
3. 誰にも相談しない理由（複数回答可）

児童・生徒、成人ともに「必要性を感じない」「1人で解決すべきと思う」が最も多くなっています。

【児童・生徒】

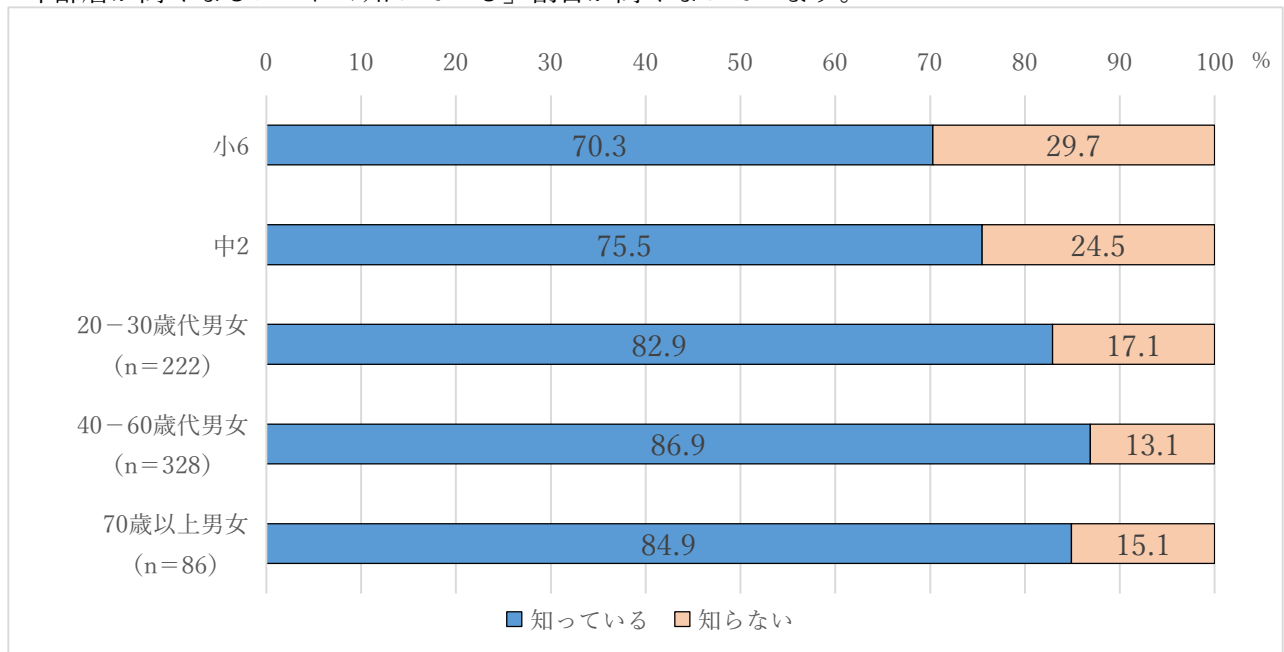


【成人】



4. 相談機関に相談できることを知っているか

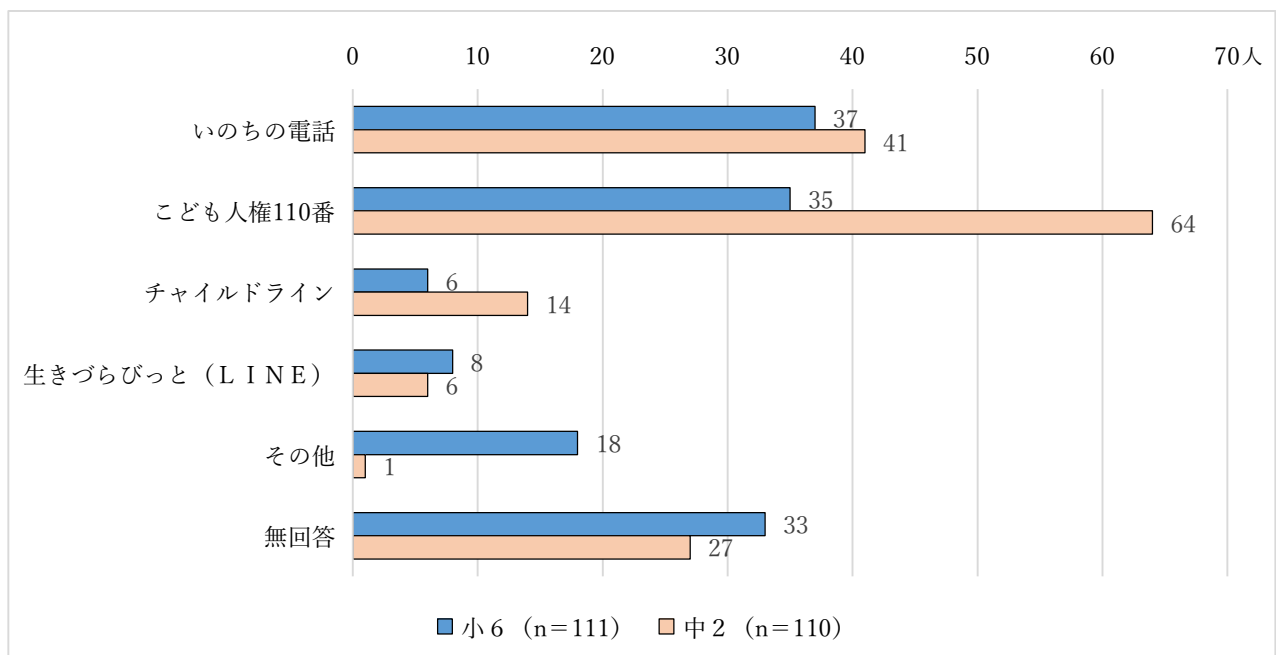
年齢層が高くなるにつれ「知っている」割合が高くなっています。



5. 知っている相談機関（複数回答）

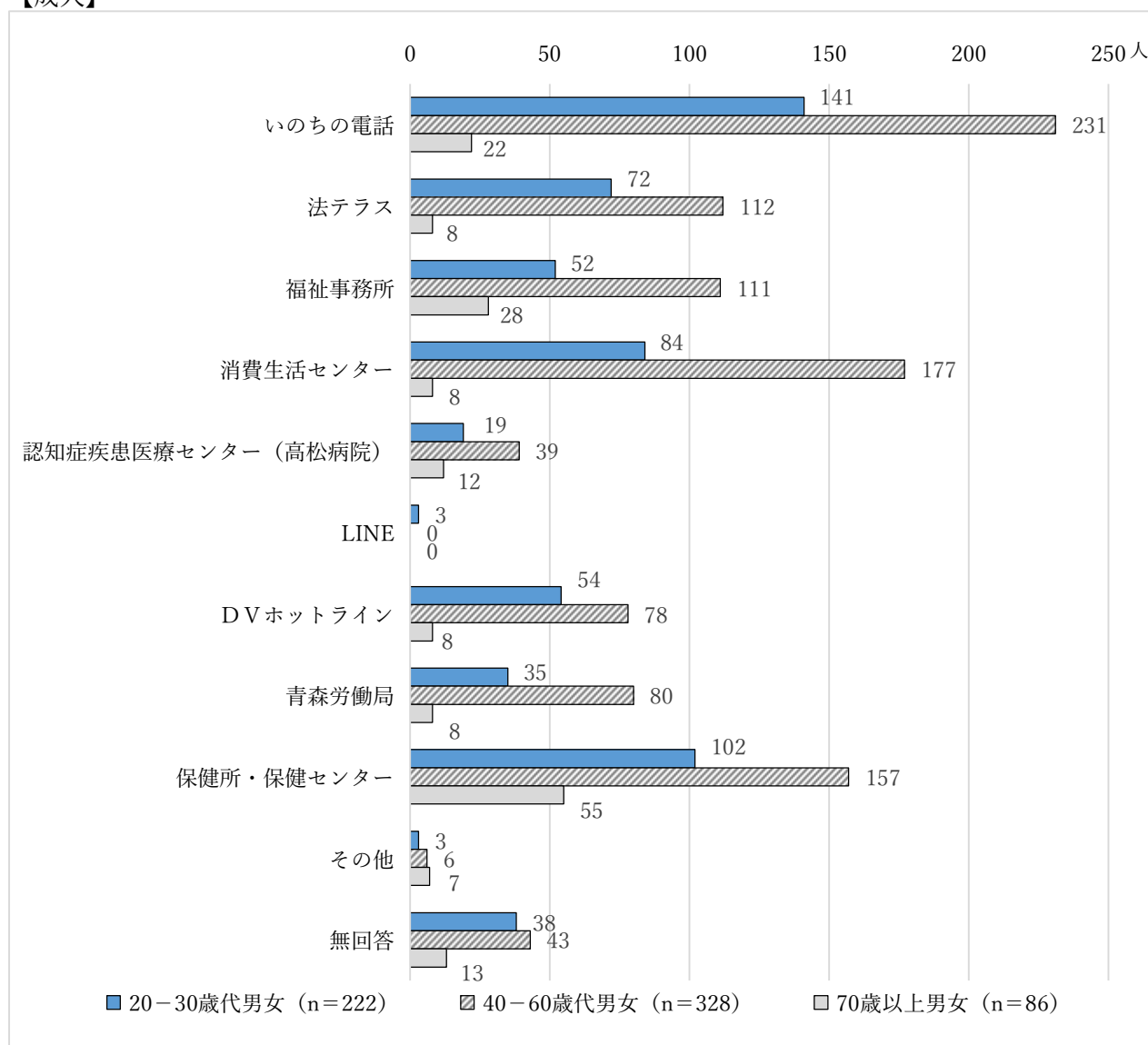
児童・生徒では、「こども人権 110 番」が最も多く、次いで「いのちの電話」となっています。

【児童・生徒】



20・30歳代、40～60歳代では「いのちの電話」が多く、ついで「消費生活センター」「保健所・保健センター」が多くなっています。70歳以上では「保健所・保健センター」が多くなっています。

【成人】



4. 第1次自殺対策計画の取組と評価

① 数値目標の評価

自殺死亡率（人口10万対）

	基準値（平成29年）	現状値（令和4年）	目標値（令和8年）
国	16.4	17.4	13.0以下
県	20.8	20.2	14.7以下
東北町	28.8	25.0	20.1以下

② プロセス評価

評価判定区分

A 目標を達成

C 目標に達しなかった

B 変わらない

D 評価困難

	評価項目	H30年度	目標値	現状値	評価
1	睡眠で休養が十分とれていますか？ →「はい」と答えた人の割合	78.0% 特定健診質問票	80.0%	66.9% R4 特定健診質問票	C
2	現在のあなたの健康状態はいかがですか？ →「とてもよい」「まあよい」「ふつう」と答えた人の割合	74.2% 介護予防ニーズ調査	80.0%	91.3% R5 後期高齢特定健診質問票	A
3	あなたは現在どの程度幸せですか？ →0～10点中	平均 6.7 点 介護予防ニーズ調査	平均 7.0 点	平均 6.8 点 R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	C
4	講座に参加してみて自殺対策への理解が深まりましたか？ →「はい」と答えた人の割合	—	70.0%	75.7% R1～5 自殺対策関連講座終了後のアンケート	A
5	心の悩みを相談できる人がいますか？ →「はい」と答えた人の割合	—	70.0%	相談できる人の割合 児童・生徒 91.9% 成人 88.0%	A
	相談できる場所を知っていますか？ →「はい」と答えた人の割合	—		相談できる場所を知っている人の割合 児童・生徒 72.9% 成人 85.2%	

評価項目5の現状値は、R6健康づくりアンケートより

③ 総合的な評価

- 計画の数値目標である自殺率は、計画策定時に比べ減少し目標値に近づいていますが、全国や県と比較するとやや高い状況にあります。
- プロセス評価（5項目）については、1項目で悪化しましたが、高齢者の健康状態に関する項目、自殺対策の理解に関する項目では目標を達成できました。また、相談できる人がいる割合、相談先を知っている割合が目標値より高い状況でした。

4. 東北町の自殺の特徴

■自殺死亡率は横ばい傾向

町の自殺率は、令和元年までは減少傾向が続きましたが、令和3年以降は横ばいの傾向が続いており、全国と比べ、やや高い状況となっています。こうした状況を踏まえ、引き続き自殺対策を推進していくことが必要とされます。

■男性の自殺者数が多い

年齢別にみると、男性では全ての年代で自殺が発生しています。平成25年～令和4年の男女別自殺者数をみると、女性に比べ2倍の自殺者数となっています。若年・壮年期層では、仕事に関する悩みやストレス等も想定されることから、勤労者が相談しやすい体制づくり、また、高齢者へは社会参加や居場所づくりが必要とされます。

■「男性60歳以上無職同居者」の自殺割合が高い

町では、「男性60歳以上無職同居者」の自殺割合が最も高く、その傾向は以前より続いています。その要因として、就労や収入がないことによる生活苦等も想定されることから、就労や経済支援に関して相談しやすい体制を充実していくことが必要とされます。

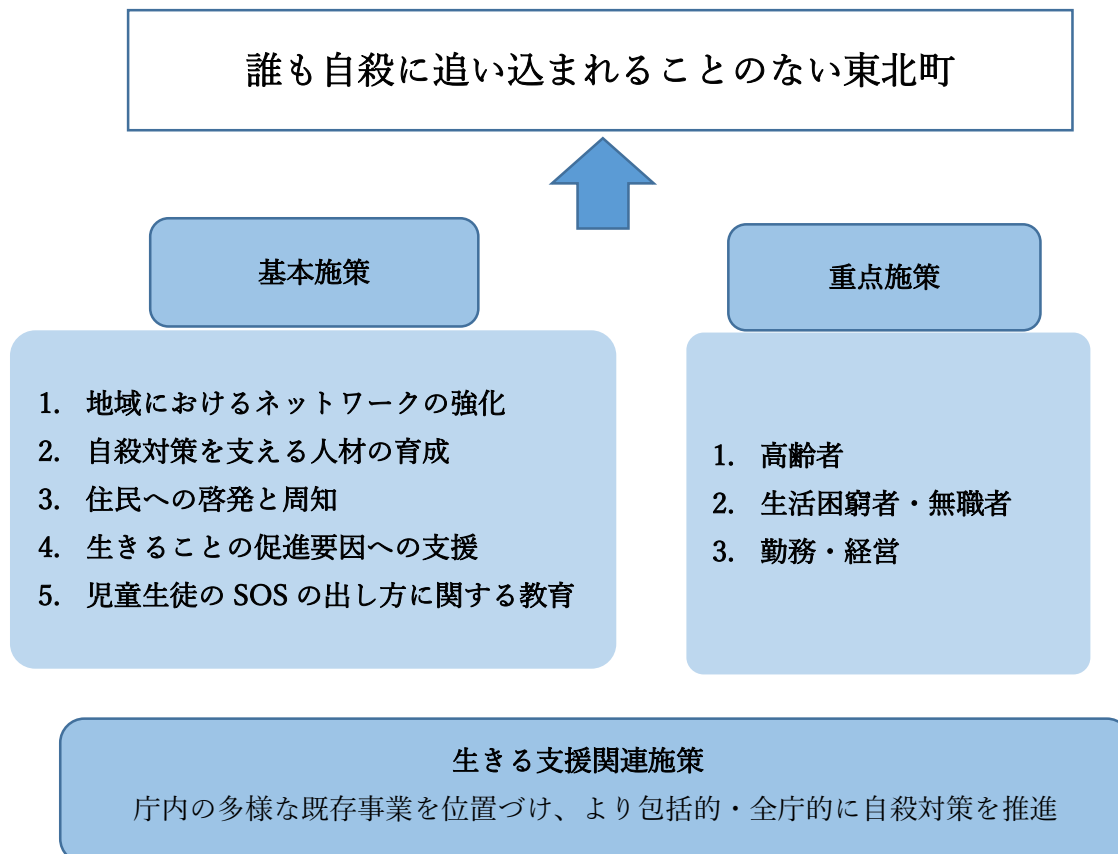
第 3 章

いのち支える自殺対策における取組

1. 施策の体系

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない東北町の実現」に向け、すべての市町村が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、東北町実態を踏まえてまとめた「重点施策」を組み合わせ、施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。



2. 基本施策

基本施策は、国の方針によりすべての自治体で取り組むことが望ましいとされた施策であり、本計画では、それに基づき以下の基本施策を実施します。

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに対応するため、行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者が連携・協働する仕組みを構築しネットワークを強化します。

取組項目	取組内容	担当
東北町いのち支える自殺対策推進本部	自殺対策について庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。	全課
東北町健康づくり推進協議会	保健、医療、教育、各団体組織などの代表が集まり、健康づくり対策のひとつとして、自殺対策に関する協議を行います。	保健衛生課
生活困窮者自立支援事業窓口連絡会議	青森県社会福祉協議会を窓口として、相談支援、就労支援、家計支援の他、困りごとに合わせた支援をしていきます。	社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会	虐待が疑われる児童生徒や、支援対象者家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関係する機関の連携を図るために意見交換等を行います。また、児童生徒の自殺の実態や自殺リスクに関する情報共有を行い、リスクを抱えた児童生徒の早期発見と支援を推進します。	学務課
高齢者等支援ネットワーク会議	高齢者等の虐待予防の推進を図るとともに、地域で支援を必要とする者の把握と適切な支援のための連携体制の構築を目指します。	高齢介護課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
東北町いのち支える自殺対策推進本部会議の開催	年 1 回	年 1 回以上
東北町健康づくり推進協議会の開催	年 2 回	年 1 回以上

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、そのサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐことのできる人材を育成します。

取組項目	取組内容	担当
ゲートキーパー研修会	一般町民や各種団体、職域、町職員等を対象に、どんな相談に対しても相手に寄り添う心構えを持てるよう、ゲートキーパー研修を開催していきます。	保健衛生課
認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で生活ができるように、多くの地域住民が認知症についての正しい知識を学び、支援につなげます。	高齢介護課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
ゲートキーパー研修会	年 3 回	年 2 回以上
認知症サポーター養成講座	年 4 回	年 3 回以上

基本施策 3

住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという社会全体の共通認識が必要です。また、うつ病等のこころの健康問題について正しい知識を普及し、誤った認識や偏見を取り除くことで、住みやすい地域づくりを目指します。

取組項目	取組内容	担当
広報誌、ホームページ等による啓発活動	自殺予防週間や自殺対策強化月間にあわせ、広報誌やホームページ等を通じて啓発を行います。	保健衛生課
こころの相談先一覧のリーフレット配布	悩みごと別に相談先を掲載したリーフレットを毎戸配布し、周知します。	保健衛生課
図書館でのこころの健康に関する啓発活動	こころの健康問題に関連する資料や図書の展示を行い、町民が関心を持つ機会としていきます。	社会教育スポーツ課 保健衛生課
成人式での啓発	相談窓口やパンフレット等を配布し、若者のこころの健康づくりに関する啓発を行います。	社会教育スポーツ課 保健衛生課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
広報誌、ホームページ等による啓発活動	年 3 回	年 3 回以上
こころの相談先一覧のリーフレット配布	毎戸配布を年 1 回	毎戸配布を年 1 回以上
成人式での啓発	実施	実施を継続
相談窓口を知っている人の割合（アンケート調査）	大人 85.2% 児童・生徒 72.9%	大人 90% 児童・生徒 80%

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。このような観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

取組項目	取組内容	担当
各相談業務	随時、担当課において対象者の抱える悩みの早期発見・対応に努めます。相談内容に応じて、関係機関と情報共有や連携をして支援します。	全課
産後うつスクリーニング	乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて産後うつの早期発見・支援を行います。	保健衛生課
産前産後サポート事業	母親同士が育児に関する情報交換をしたり、専門家からのアドバイスを受けることができる交流の場を開催し、安心して妊娠、出産、子育てができるように支援します。	保健衛生課
東北町精神障がい者家族会つつじの会運営	精神障がい者と家族が様々な困難を抱えたまま孤立しないよう、交流の場をつくり、個別支援も行います。	保健衛生課
行政相談 人権相談 心配ごと相談	行政相談員、人権擁護委員、心配ごと相談員等が、住民から様々な相談を受け付け、対応方法を一緒に考え、必要な機関や支援に結びつけます。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
暮らしの相談会	生活上のトラブルや高齢者問題を抱えた住民に対する、弁護士による相談の機会を提供します。	福祉課
一般介護予防事業 (通いの場等)	介護予防、孤立予防を目的に、高齢者が定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行います。	社会福祉協議会 高齢介護課
社会教育・文化活動	集える場の提供や活動への助成、各種講座・スポーツ行事等の開催を通して、仲間づくり、生きがいづくりを支援します。	社会教育スポーツ課
放課後子ども教室	下校後や長期休業などに、児童が安全で安心できる居場所として設置します。	福祉課
遺された人への支援	保健師等がこころのケアに努めるとともに、県内で開催されている自死遺族の集い等の周知に努めます。	保健衛生課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
産後うつスクリーニングの実施	全産婦	全産婦
行政相談	年 12 回	実施を継続
人権擁護相談	年 24 回	
心配ごと相談	年 11 回	
相談できる人がいると答えた人の割合 （アンケート調査）	大人 88.0% 児童・生徒 91.9%	大人 90% 児童・生徒 95%
相談窓口を知っている人の割合 （アンケート調査） ※再掲	大人 85.2% 児童・生徒 72.9%	大人 90% 児童・生徒 80%

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が、命の大切さを実感できる教育を充実させるとともに、困難やストレスに直面した際には、信頼できる大人に相談できることを目標とした取り組みを展開します。

取組項目	取組内容	担当
小中学校での SOS の出し方教育	児童生徒が、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法や助けの求め方の教育を推進します。	保健衛生課
命の出前講座	小学校を対象に、性や命の誕生に関する講話・実技について助産師会と連携し実施します。	保健衛生課
子どもの人権に関する教育	児童生徒が、自分の大切さや相手への思いやり、生命の尊さを学ぶための教育を実施します。	福祉課
学校関係者に対するゲートキーパー研修 ※再掲	小中学校教職員や教育支援員を対象に、児童・生徒の SOS の受け止め方、支援について学ぶ機会を提供します。	保健衛生課
スクールカウンセラーの設置	各学校へスクールカウンセラーを配置して、専門的な相談支援をし、児童生徒や保護者の抱えている課題の早期発見・状況改善を図ります。	学務課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
SOS の出し方教育の実施	全中学校で実施	全小・中学校で実施
スクールカウンセラーの設置	全校に派遣	全校に派遣
相談できる人がいると答えた人の割合 （アンケート調査） ※再掲	児童・生徒 91.9%	児童・生徒 95%

3. 重点施策

重点施策は、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺対策実態プロファイル」により示された特徴などをもとに、町が重点的に取り組む対象を定め、実施する施策です。

重点施策 1 高齢者の自殺対策の推進

取組項目	取組内容	担当
総合相談支援事業	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行います。	高齢介護課
通いの場づくり事業	高齢者の社会参加を促し、身近な場所で生きがいや役割をもって生活できるような居場所づくりを進めます。	社会福祉協議会 高齢介護課
地域福祉推進事業	社会的に孤立している人や様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化を図ります。	福祉課
権利擁護事業	成年後見制度の周知・利用促進、高齢者虐待や消費者被害への対応を行います。	高齢介護課
介護問題に関すること	介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者本人や家族、介護者に対し問題解決に向けた支援を行います。	高齢介護課
認知症に関すること	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう普及啓発や地域の見守りを推進します。	高齢介護課
高齢者の見守りに関すること	地域にいる身近な支援者（民生・児童委員、ほのぼの交流協力員、保健協力員等）が、問題を抱えている高齢者に気づき、適切な機関につなげ、見守るための体制作りを進めます。	社会福祉協議会 高齢介護課 保健衛生課

【評価指標】

項目	現状値（令和 6 年度）	目標（令和 11 年度）
総合相談支援事業	1,574 件	実施を継続
通いの場の設置数	11 箇所	実施を継続
認知症サポーターの養成者数	延 1,573 人	実施を継続
高齢者見守り活動日数 （ほのぼの交流協力員）	延 1,619 日	実施を継続

重点施策2 生活困窮者・無職者の自殺対策の推進

取組項目	取組内容	担当
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮に関する相談支援や就労支援、家計支援のほか、相談者一人ひとりの困りごとに合わせた支援を行います。	社会福祉協議会
青森しあわせネットワーク たすけあい資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業	一時的に生活が困難となった住民に資金等の貸付を行い、日常生活の安定を図ります。	社会福祉協議会
納税相談・納税指導	未納・滞納等の相談・徴収過程で生活上の様々な問題を抱えている人を早期に発見し、支援に必要な相談窓口につなげます。	税務課
消費生活対策	消費生活や多重債務に関する相談窓口を設置し、専門員につなげ問題解決に向けた支援を行います。	商工観光課
雇用対策	就職支援に関する情報公開のほか、相談支援を行い関係機関へつなげるなど必要な支援を行います。	商工観光課

【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標（令和11年度）
生活困窮者自立相談支援事業	支援実件数 9件	実施を継続
青森しあわせネットワーク	支援実件数 3件	実施を継続

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

取組項目	取組内容	担当
労働相談・賃金に関すること	賃金、採用、解雇等の相談に関する相談先の周知を行います。	商工観光課
障がい者就労支援事業	障がいを持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行います。	福祉課

【評価指標】

項目	現状値（令和6年度）	目標（令和11年度）
労働相談・賃金に関する周知活動	年1回	年1回以上

4. 生きる支援関連施策

自殺対策を「生きることの支援」と捉え、包括的・全庁的に推進していくため、基本施策、重点施策以外の取り組みのなかで、基本施策（5項目）及び重点施策（3項目）に関連するものを「生きる支援関連施策」としてまとめています。

また、これらの事業・業務の他にも「生きる支援」となる事業・業務は多数あり、あらゆる機会を捉えて町民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

【基本施策】	【重点施策】
1.地域におけるネットワークの強化	6.高齢者
2.自殺対策を支える人材の育成	7.生活困窮者・無職者
3.住民への啓発と周知	8.勤務・経営
4.生きることへの促進要因への支援	
5.児童生徒のSOSの出し方に関する教育	

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒SOS	高齢者	生活困窮	勤務・経営
1	職員の研修事業に関する事	▼メンタルヘルス研修を毎年実施し、職場の心理的安全性を高めることにより、自殺予防対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課		●	●					
2	職員の健康管理に関する事	▼住民からの相談等に応じる職員の心身の健康の維持増進を図ること で、「支援者への支援」となる可能性がある。 ▼ストレスチェックを毎年実施し、職員自身が心身の健康状態を把握することにより、早期に対処する手助けとなる。 ▼職場内で相談できないことなどを匿名で受けられる外部相談窓口を利用することにより、必要に応じて専門家につなぐことができる。 ▼職場復帰支援プログラムにより段階的に職場へ復帰することは職員が安心して働くことにつながり、自殺予防の一助となる。	総務課		●	●					●
3	防災対策事業	▼地域防災計画において被災者の心のケア支援や施策等について言及することで、危機発生時におけるメンタルヘルス対策を推進となり得る。	総務課	●		●					
4	交通安全対策に関する事	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知につながる。	総務課				●				
5	犯罪被害者等の支援に関する事	▼傷害事件や性犯罪に関する相談受付および情報提供を行うための窓口を総務課へ設置し、犯罪被害者等への情報提供および助言、関係機関等との連絡調整を行う。 ▼犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、犯罪被害見舞金、転居費助成金、心理相談料助成金を支給する事で自殺リスクの低減に向けた支援につながる。	総務課				●				

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット トワー ク強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務・ 経 営
6	地域づくりミーティング・地域ミニ計画に関すること	▼住民との意見交換を通し、より良いまちづくりに向けた取り組みを進める。安心して暮らせるまちづくりを進めることで、自殺のないまちづくりにつながられる。	企画課	●							
7	行政の情報提供・広聴に関すること（広報、東北町テレビ等による情報発信）	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、各相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供することができる。とりわけ「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。	企画課		●	●	●				
8	コミュニティバス事業	▼町民バス利用者の多くが高齢者であり、その中の6割は老人福祉センターに入浴するために利用しているため、高齢者への相談先情報等の周知する機会となる。	企画課			●	●		●	●	
9	町営住宅に関すること（家賃徴収事務含む）	▼町営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための有効な窓口となり得る。 ▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等の体制強化につながる。	建設課				●		●	●	●
10	多面的機能支払交付金事業	▼活動組織内での研修会等の集まりで「生きる支援」に関する冊子等を配布し啓発することで、集落内の自殺予防につながる可能性がある。	農林水産課			●	●				
11	農業振興団体に関すること	▼団体の構成員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、それぞれ住んでいる地域の気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	農林水産課		●	●					
12	農業者年金に関すること	▼年金相談等を通じて、それぞれの困りごとを把握しながら状況に応じて関係部署との連携を図り、必要な支援につながる。	農業委員会				●		●		
13	家族経営協定等の推進に関すること	▼農業に携わる家族で、就業条件の整備や福利厚生等の協定を決定し、より充実した農業経営を目指すことにより健全な家族経営を目指していく。	農業委員会				●				●
14	農業委員・農地利用最適化推進委員	▼地域農家の身近な相談役でもある農業委員・農地利用最適化推進委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、農業委員会活動を通じて地域の気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	農業委員会	●		●	●	●	●	●	

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
15	町税の徴収及び滞納整理に関する事	▼滞納者の原因の把握と滞納者の生活実態を踏まえ、適切な対応を行う。 ▼滞納整理を行う職員にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている 場合には、職員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	税務課		●		●			●	
16	町税の減免に関する事	▼減免申請者の実態を調査し、適切な対応を行う。 ▼職員にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている 場合には、職員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	税務課		●		●			●	
17	戸籍窓口、住民基本台帳管理に関する事	▼亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対する一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット（自死遺族の相談・支援先も掲載）を窓口に置くことにより、一時金の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用することもできる。	町民課			●	●				
18	国民年金に関する事	▼納付相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ▼国民年金保険料の免除申請の周知を広報などで行い、経済的負担の軽減につなげられる。	町民課		●	●	●			●	
19	国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する事	▼高額療養費等は、経済的問題を抱えている方や精神病患者への医療費負担軽減につながる。 ▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや 死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。	町民課				●			●	
20	国民健康保険税、後期高齢者医療保険税に関する事	▼納税相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	町民課				●			●	
21	民生委員・児童委員	▼民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、様々な地域活動を行っており、日々の訪問活動等を通じて生活困窮者を支援機関につなぎ、必要な支援を受けられるよう情報提供を行う。 ▼いのちを支えるゲートキーパーとして、見回り活動を通じて心の悩みや健康上の問題などを抱えている人に寄り添いながら孤立・孤独にならないようための支援となる。	福祉課	●		●	●	●	●	●	

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット トワー ク強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒 S O S	高齢 者	生活 困窮	勤務 ・経営
22	地域福祉計画の策定・推進事業	▼社会的に孤立している人や制度の狭間で支援を受けられない人など、様々な生活課題を抱える世帯への相談支援の強化を図ることで、自殺リスクを抱えた対象者への早期支援になり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼支援が必要な人が安心して過ごせるように、生活福祉資金貸付、修学援助等による経済的支援、住宅確保支援等の助言を行う。	福祉課	●			●				
23	更生保護に関すること	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ▼更生保護並びに保護司の方々も含め、対象者が様々な問題を抱えている場合には、更生保護女性や保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。 ▼犯罪被害者の家族に対するサポートやケアについて関係機関へつなげることができる。	福祉課				●	●			
24	権利擁護に関すること	▼高齢者・障害者を含めた判断能力に不安を抱える町民の中には、一人暮らしの高齢者や精神疾患・知的障害等を有し、思い込み・精神不安定などの解消を含め、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があるため地域密着型の支援活動を行う。	福祉課	●		●	●		●	●	
25	障害福祉計画策定・推進事業	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。	福祉課			●	●		●		
26	障害者福祉サービス事業に関すること	▼障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合もある。 ▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげていく接点（生きることの包括的支援）にもなり得る。	福祉課	●			●				
27	障害者虐待の対応	▼虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。	福祉課	●		●	●			●	
28	ガイドブック作成に関すること	▼ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。	福祉課	●		●	●	●	●	●	●

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
29	地域自立支援協議会の開催	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。	福祉課	●		●	●			●	
30	地域子育て支援拠点事業	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	福祉課	●		●	●	●			
31	保育の実施(保育所・認定こども園など)	▼保育園・保健師・要保護児童対策地域協議会と連携することで、他の機関へつなぐ等、抱えている問題を早期に発見し、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	福祉課	●		●		●			
32	児童扶養手当支給に関すること	▼家族との離別・死別をしている方は自殺リスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、問題を抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	福祉課	●			●	●		●	
33	ひとり親家庭等医療費助成に関すること	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	福祉課	●			●	●		●	
34	ほがらか教室 (通所型サービス・活動C)	▼高齢者の心身の健康づくりの増進を図るとともに、社会参加を促す事ができる。 ▼高齢者自身がゲートキーパー研修を受講することで、仲間同士で変化に気づき、適切な窓口につなぐことができる。	高齢介護課	●			●		●		
35	介護保険サービスに関すること	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、自殺や虐待につながる可能性がある。介護に関する相談を通じて、家族や当人が抱える諸問題を早期に捉え、支援につなげることは自殺リスクの軽減につながられる。	高齢介護課	●			●		●	●	
36	体力づくり推進事業 (6事業所へ委託)	▼委託事業所職員がゲートキーパー研修を受講することで、高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる。	高齢介護課	●	●		●		●		
37	高齢者健康相談	▼看護師等が血圧測定を主とした健康相談に従事する中で、高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる。	高齢介護課	●	●	●	●		●		

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
38	介護支援専門員研修	▼ゲートキーパー研修を取り入れることで、相談等に応じる際の気づく力を高めるとともに、気になる人がいた場合には、関係機関へ情報を共有したりつないだりといった対応ができる。	高齢介護課	●	●	●			●	●	
39	家族介護教室 家族介護者交流事業 (5法人へ委託)	▼家族への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いにつながり、また支援者（家族）の異変を察知する機会ともなる。	高齢介護課	●	●	●	●		●		
40	成年後見制度利用促進事業	▼成年後見制度の対象ケースは困難事例が多く、多くの自殺リスクを抱える可能性もあるため、対応を行う職員が家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解し、適切な窓口へつなぐ等対応の強化につながる。	高齢介護課	●	●		●		●	●	
41	生活援助員派遣事業	▼生活援助員が、定期的に団地居住者の安否確認や生活相談を行うことで、諸問題を発見し、早期に関係機関につなぐことができる。	高齢介護課	●	●		●		●		
42	配食サービス (3事業者へ委託)	▼配食サービス事業者がゲートキーパー研修を受講することで、高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる。	高齢介護課	●	●		●		●	●	
43	在宅医療・介護連携推進事業	▼医療・介護関係者が地域の問題を共有できる体制を整え、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携強化や地域資源の連動につなげる。	高齢介護課	●	●		●		●		
44	地域ケア会議推進事業	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握・共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携強化や地域資源の連動につなげられる。	高齢介護課	●	●	●	●		●	●	
45	多重債務者等経済生活再生支援資金貸付金預託に関すること	▼町と連携し、多重債務者の生活再建事業を行っている信用生協が円滑に資金調達が行えるよう支援することで、多重債務者の問題解決へつなげる。	商工観光課			●	●			●	
46	消費生活相談機能整備・強化事業	▼消費生活に関する相談窓口を設置し、専門員へ相談することで抱えている問題の解決へつなげる支援をする。	商工観光課	●		●	●		●	●	
47	県信用保証協会補償料補給金	▼県特別保証融資制度と町の連携により、利用者に対する信用保証料の補給を通じ、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者への支援とする。	商工観光課							●	●

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
48	上下水道料金等徴収業務に関する事	▼滞納者の原因の把握と滞納者の生活実態を踏まえ、適切な対応を行う。 ▼滞納整理を行う職員にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている 場合には、職員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	上下 水道 課		●		●			●	
49	保小中連携に関する事	▼保育園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学 務 課	●		●	●	●			
50	就学指導に関する事	▼特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ▼各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難を軽減し得る。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。	学 務 課	●				●			
51	いじめ防止対策に関する事	▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。	学 務 課	●		●	●	●			
52	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会にもなり得る。	学 務 課	●			●	●		●	
53	奨学金に関する事	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。	学 務 課	●			●	●		●	
54	スクールソーシャルワーカー 活用事業	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身およびその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学 務 課	●		●	●	●			
55	不登校児童生徒支援事業	▼指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、不登校児童生徒の支援の拡充や適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる。	学 務 課	●	●	●	●	●			
56	児童生徒心のリスク調査実施事業	▼学校統合によりさまざまな課題を抱えた児童に対し、速い段階でサインを捉え、周囲の大人が子どもを支援していく体制を整える。 ▼不安や悩みを抱えた児童に迅速に対応することにより、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学 務 課	●			●	●			

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット ワーク 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
57	学校教育支援員設置事業	▼児童生徒の基本的な学習習慣並びに生活習慣の確立と、確かな学力の定着による学力向上を図るための助言及び支援と、発達障がいや身体的障がい等のある児童生徒と、その児童生徒が在籍する学級に対して、学校における日常生活上の介助及び支援をすることにより、児童生徒の学校生活上の困難を軽減し得る。	学務課	●			●	●			
58	教育相談員設置事業	▼不登校、いじめに関する相談のほか、教職員の教育に関する悩み相談、地域その他関係諸機関との連絡調整の支援を行うことにより、児童生徒や教職員の自殺リスクの早期発見の機会にもなり得る。	学務課	●				●			●
59	学校給食費給付金交付事業	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼家庭の経済的負担軽減に寄与し得る。	学務課				●	●		●	
60	修学旅行費支援事業	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。家庭の経済的負担軽減に寄与し得る。	学務課				●	●		●	
61	特色ある学校づくり推進事業	▼基本的生活習慣、学習習慣を身につけさせ、自立した生活ができる人格を育てるほか、お互いの人権を尊重し合える人間性豊かな人格の形成を目指すため、教職員や保護者、関係機関が連携して事業を行う。 ▼学力向上や豊かな人格形成により、生きる力を育む。	学務課	●			●	●			
62	要保護・準要保護児童生徒に関すること	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、保護者自身、様々な困難を抱えている可能性がある。 ▼保護者への応対時に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、問題の早期発見と対応、相談先の情報提供の機会となり得る。	学務課				●			●	
63	教職員の研修に関すること	▼ふるさと研修等の中で、自殺に関することや支援先について情報提供することで、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援につなげられる。	学務課			●					
64	スポーツ推進事業に関すること	▼スポーツの振興・推進を進めている各スポーツ協会代表者や推進員への啓発活動を通じ、その方々の資質向上を図ることにより、生きる支援に関わる人材も増え、地域全体での予防、対策につながる。	社会 教育 スポ ーツ 課		●		●	●			
65	社会教育・文化活動に関すること	▼町民の趣味や生きがいづくりの創出につながり、孤立を防止し心身の健康づくりの機会となる。	社会 教育 スポ ーツ 課				●				

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット トワー ク強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務・ 経 営
66	高齢者「いきいき教室」事業	▼高齢者教室を開設することで、児童と高齢者とのふれあいを深めるとともに、子どもたちの情操教育及び高齢者の生きがいづくりに役立てる。 ▼参加者へゲートキーパー研修等の実施を通し、自殺対策の視点を持ってもらうことにつなげる。	社会 ス ポ ー ツ 課		●		●	●	●		
67	健康増進計画	▼計画には、睡眠による休養についての項目を取り上げているため、自殺対策（生きることの包括的支援）ということを住民への周知、啓発の機会になり得る。 ▼自殺対策計画内容との連動性を高めていくことができる。	保 健 衛 生 課	●		●	●	●	●	●	
68	母子健康手帳交付に関すること	▼母子手帳交付時に、本人や家族の健康状態と精神状態等を確認し、リスクアセスメントを行う。何らかの問題がある場合は、助言や関係機関につなげるなどの自殺対策の対応をとり妊娠期からの支援を行う。 ▼産前産後サポート事業等のチラシを配布し、サービスについて情報提供を行うことで産後の継続的支援につなげる。	保 健 衛 生 課	●		●		●		●	
69	妊産婦・新生児訪問指導事業	▼母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼エジンバラ産後うつ病問診票の活用による、産後うつ病のスクリーニングを行い、育児負担や精神的ストレスを把握する。	保 健 衛 生 課	●		●		●		●	
70	特定妊婦への支援に関すること	▼医療機関と連携して特定妊婦への継続的な支援を行い、育児負担を軽減することで、産後うつ病や児への虐待を防ぐとともに自殺リスクの低減をはかる。	保 健 衛 生 課	●		●		●		●	
71	乳幼児健診及び 育児・発達相談に関する こと	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。 ▼乳幼児健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。	保 健 衛 生 課	●		●	●	●		●	
72	母子保健出前講座	▼命の大切さや性について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	保 健 衛 生 課	●		●		●			

No.	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課	基本施策					重点施策		
				ネット トワー ク強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮	勤 務 ・ 経 営
73	各健康教育に関する こと	▼心の健康づくりに関する内容を取り入れることで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる。また自身のメンタルの健康管理の意識付けとなる。	保 健 衛 生 課	●	●	●	●	●	●		
74	各健康診査・ 健診結果説明会に関する こと	▼生活習慣病を予防することで、自殺の要因の1つとなる健康問題を抱える人が少なくなる。 ▼個別指導を通し、抱えている問題を把握し個別の支援につなげることができる。話をするすることで、自身が抱えている悩みが軽くなることもあり得る。今後、悩みができたときに保健センターに相談してみようという流れができる。	保 健 衛 生 課	●		●	●		●		
75	精神障がい者家族会・ つつじ作業所運営に関 すること	▼当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	保 健 衛 生 課	●			●		●	●	
76	地区組織団体に関する こと ・保健協力員協議会 ・食生活改善推進委員会	▼自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる。 ▼リスクの高い高齢者を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	保 健 衛 生 課	●	●	●			●		
77	新任保健師育成支援 事業	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるようになる。 ▼リーダー保健師との同行訪問を行い、実践を通して対人技術を学ぶことで住民への支援にあたることができる。	保 健 衛 生 課	●	●		●	●	●	●	
78	重複多受診者訪問指導 事業	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	保 健 衛 生 課	●			●		●	●	
79	公害・環境関係の相談 に関すること	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上で有益な情報源として活用できる可能性がある。	保 健 衛 生 課	●			●				

第 4 章

自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

(1) 東北町健康づくり推進協議会

医療・職域・福祉・教育・警察等の関係機関を構成員として、相互の密接な連携を確保し、東北町における自殺対策を総合的かつ効率的に推進します。

(2) 東北町いのち支える自殺対策推進本部

町長が本部長を務め、教育長及び全課長（支所長・局長）で構成し、東北町の継続的な自殺対策の推進に向け、庁内横断的体制を整え連携していきます。

2 計画の評価

主要施策については、各事業の実施の有無や実施内容を確認するとともに、各施策及び事業の担当者から「実施した感想」や「改善すべき課題」などについての意見の収集に努めます。